

## 入札に参加する者に必要な資格に関する用語の定義（各工種共通） H26.6

\*地 域（南砺市入札参加資格申請書が提出されていることが前提です。）

### ○市内業者及び準市内業者

南砺市市内業者及び準市内業者認定要領（H21年4月28日）

- (1) 事務所としての形態を整えていること。
  - ア 事務所は事業用の建物(兼用住宅のうち、居住部分と事業用部分が完全に分離し、かつ、入り口が別であるものを含む。)であること。
  - イ 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。
  - ウ 事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。
- (2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。
  - ア 責任者が存在し常駐していること。
  - イ 建設工事にあつては、建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任で配置されていること。
- (3) 営業に係る帳簿類や職員の出勤簿を備えていること。
- (4) 常時連絡が取れる体制となっていること。

### ○県内業者

- (1) 県内業者とは、上記要領に準じ、富山県に本社・本店又は支店・営業所等を有すること。
- (2) 建設工事にあつては「主たる営業所」として建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けていること。）を有している業者をいう。

### ○除雪業務受託実績

- (1) 最新の南砺市除雪計画書（土木課所管）の除雪共同企業体の構成員であること。
- (2) 県との契約がある場合については委託契約書等により確認ができること。

### ○災害協定参加

南砺市地域防災計画に基づく「災害時における応急対策に関する基本協定」が締結されていること。なお、協会別に2つ以上の登録があ

っても1とする。

#### ○消防団協力事業所の認定

南砺市長が認定する（所管 総務課）事業所。

（以下の基準のいずれかに適合）

- 1 従業員が消防団員として3名以上入団していること
- 2 従業員の消防団活動に積極的に配慮している。
- 3 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
- 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

\*その他 事業所の立ち入り検査において不備がないこと。

#### \*施工実績等

(1) 市発注の受注・施工実績とは過去一定期間（発注年度の直近4半期までの5年間）において元請として工事と受注したことがあること。

なお、発注件数の少ない工種においては上記の期間について適用しない。特殊なものについては下請けであっても施工実績とすることができる。

(2) 施工実績の対象となる請負額は、随意契約によることができる額を除く。

（南砺市財務規則第127条規定に定める額 工事130万円）

：総合評価の加点対象の施工実績は500万円以上としている。参加資格とは一致しない。

(3) 提出書類は契約書の写しとする。提出が困難な場合は、発注者・工事名・請負額等がわかる書面（工事完成図書として作成されたもの等）に代えることができる。

#### \*配置技術者等

建設業法に基づく資格を有すること。

特に資格・講習会受講済みであることを求める場合は、資格書、受講済み書の写しとともに社員証明書等を提出すること。